

昭和五十三年総理府令第五十六号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第... 第二項、第四十八号、第五十八号第二項（第六十六号第二項において準用する場合を含む。）、第五十八号の二（第六十六号第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条の二第四項及び第六十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射性廃棄物 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものをいう。

二 廃棄施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項の廃棄物管理施設、同条第三項第二号の廃棄施設並びに法第十二条第二項第二号の製錬設備の附属施設、法第十三条第二項第二号の加工設備の附属施設、法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉の附属施設（法第二十三条の二第一項の外国原子力船に係るものを含む。）、法第四十三号の三の五第二項第五号の発電用原子炉の附属施設、法第四十三号の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵設備の附属施設及び法第四十四条第二項第二号の再処理設備の附属施設をいう。

三 記録 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十三年総理府令第七号）第六号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）第六号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第六十七号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第十九号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第六十二号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第二百十二号）第二十七号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物管理の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十六年総理府令第一号）第十三号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）第二十一号又は核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三号に規定する記録をいう。

（保安のために必要な措置等）

第二条 法第五十八号第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（以下この項、第五号の二及び第六号において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物は、第三号に規定する場合を除き、放射線障害防止の効果を持つた廃棄施設に廃棄すること。
- 二 前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 当該廃棄施設における廃棄が可能な放射性廃棄物とするよう必要な処理を行うこと
- ロ その他の廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。
- 三 放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二号の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二号の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三号の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三号の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三号の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七号の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（第五号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第七号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第三十二号第一号に規定する管理のためのものである。以下同じ。）に廃棄すること。
- 四 前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。
- 五 輸入廃棄物は、次に掲げる基準に適合するものとする。
- イ 放射線障害防止のため容器に封入し、又は容器に固型化したものであること。
- ロ 種類（寸法、重量、強度、発熱量及び水素濃度を含む。次号ニにおいて同じ。）及び数量が、当該廃棄物管理設備に同じに管理することができるものであること。

- ハ 放射性物質の種類ごとの放射能濃度が、当該廃棄物管理設備において管理することができるものであること。
- ニ 放射性物質が容易に飛散し、及び漏えいしないものであること。
- ホ 著しい破損がないこと。
- 六 輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合には、当該輸入廃棄物に関し次に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該廃棄物管理設備を設置した廃棄物管理事業者に交付すること。
- イ 封入又は固型化の方法
- ロ 封入又は固型化を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ハ 封入又は固型化が行われた工場又は事業所の名称及び所在地
- ニ 種類及び数量
- ホ 放射性物質の種類ごとの放射能濃度
- 七 輸入廃棄物には、容易に消えない方法により、その表面の目につきやすい箇所に、前号の書類に記載された事項と照合できるような整理番号を表示すること。
- 八 廃棄に従事する者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

- 二 前項第六号の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして交付されるときは、当該記録の交付をもつて同号に規定する当該事項が記載された書類の交付に代えることができる。
- （確認の申請）
- 第三条 法第五十八号第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 輸入廃棄物の内容の詳細に関する説明書
- 二 輸入廃棄物に係る封入又は固型化の方法の詳細に関する説明書
- 三 輸入廃棄物の強度を決定した方法に関する説明書
- 四 輸入廃棄物の発熱量を決定した方法に関する説明書

- 五 輸入廃棄物の放射能濃度を決定した方法に
関する説明書
- 六 輸入廃棄物に係る放射性物質の閉じ込めに
関する説明書
- 七 輸入廃棄物を廃棄する廃棄物管理設備に
関する説明書
- 八 水素ガスが発生する場合にあつては、輸入
廃棄物の水素濃度を決定した方法に関する説
明書
- 九 放射性廃棄物の廃棄に係る品質マネジメン
トシステムに関する説明書
- 2 前項の確認申請書の提出部数は、正本一通と
する。
- (廃棄に関する確認の実施)
- 第四条 法第五十八条第二項に規定する廃棄に
関する確認は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に
廃棄する前に行う。
- 第五条 原子力規制委員会は、法第二十一条
に規定する原子力規制検査（法第六十四条の二
第一項に規定する特定原子力施設にあつては、
法第六十四条の三第七項の検査）により、第三
条第一項の規定による申請に係る廃棄に関する
措置が第二条第一項第三号から第八号まで及び
第二項に規定する事項に適合していることにつ
いて確認をしたときは、事業所外廃棄確認証を
交付する。
- (事故故障等の報告)
- 第五条の二 法第六十二条の三の規定により、原
子力事業者等は、工場又は事業所の外において
放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号
のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、
その状況及びそれに對する処置を遅滞なく、
原子力規制委員会に報告しなければならな
い。

- 棄する場合に限る。）の規定により、原子力事
業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じ
なければならない。
- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合に
は、関係者以外の者の立入りを禁止するこ
と。
- 二 放射性廃棄物による汚染が生じた場合に
は、速やかに、その広がり防止及び汚染の
除去を行うこと。
- 三 放射線障害を受けた者又は受け取ったおそれ
のある者がいる場合には、速やかに、その者を
救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
と。
- 四 その他放射線障害を防止するために必要な
措置を講ずること。
- 附則 この府令は、原子力基本法等の一部を改正す
る法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第
一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十
四年一月四日）から施行する。
- 附則（昭和五十五年一〇月二四日総理府
令第五二号）
この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原
子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等
による放射線障害の防止に関する法律の一部を
改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）
の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から
施行する。
- 附則（昭和六一年一月二六日総理府
令第六三三号）
この府令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和六三年一月一三日総理府令
第一号）抄
(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和六三年七月二六日総理府令
第四一〇号）抄
この府令は、昭和六十四年四月一日から施行
する。
- 附則（昭和六三年一月七日総理府令
第四七〇号）抄
(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和六三年一月二二日総理府
令第四八八号）
この府令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成元年五月一九日総理府令第
二四号）

- この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原
子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第
三号に掲げる規定の施行の日（平成元年五月二
十六日）から施行する。
- 附則（平成六年二月一八日総理府令第
五号）
この府令は、平成六年二月二十日から施行す
る。
- 附則（平成八年七月二二日総理府令第
三九号）
この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原
子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等
による放射線障害の防止に関する法律の一部を
改正する法律の施行の日（平成八年七月二十
日）から施行する。
- 附則（平成一〇年三月三十一日総理府令
第八号）
この府令は、平成十年四月二十日から施行す
る。
- 附則（平成一一年二月一六日総理府
令第六四四号）抄
(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一二年六月一六日総理府令
第六二二号）
この府令は、公布の日から施行する。ただ
し、第三条、第五条、第七条及び第八条の改正
規定（「20万円」を「30万円」に改める部
分に限る。）は、核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法
律（平成十一年法律第五十七号）の施行の日
（平成十二年七月一日）から施行する。
- 附則（平成一二年一〇月二〇日総理府
令第一一八号）
この府令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。
- 附則（平成一二年二月二六日総理府
令第一五一号）
この府令は、平成十三年四月一日から施行す
る。
- 附則（平成一五年三月一七日文部科学
省・経済産業省・国土交通省令第一号）
この省令は、電気事業法及び核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部
を改正する法律の施行の日（平成十五年三月十
七日）から施行する。

- 附則（平成一五年九月二四日文部科学
省・経済産業省・国土交通省令第三号）
この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。
- 附則（平成一七年一月二四日文部科
学省・経済産業省・国土交通省令第四号）
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原
子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行
する。
- 附則（平成二〇年三月二八日文部科学
省・経済産業省・国土交通省令第二号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行す
る。
- 附則（平成二〇年六月二七日文部科学
省・経済産業省・国土交通省令第四号）
この省令は、平成二十年七月一日から施行す
る。
- 附則（平成二四年九月一四日文部科学
省・経済産業省・国土交通省令第一号）
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行
の日（平成二十四年九月十九日）から施行す
る。
- 附則（平成二五年三月二九日原子力規
制委員会規則第一号）
この規則は、平成二五年四月一日から施行
する。
- 附則（平成二五年六月二八日原子力規
制委員会規則第四号）抄
(施行期日)
第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法
（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」
という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施
行の日（平成二五年七月八日）から施行す
る。
- (経過措置)
第十七条 この規則の施行前にした行為に對する
罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（平成二五年一月二六日原子力規
制委員会規則第一六号）抄
(施行期日)
第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法
（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」
という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施
行の日（平成二五年十二月十八日。以下「施
行日」という。）から施行する。

附則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附則（平成二九年一月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二條第一項、第三十七條

第一項、第四十三條の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項若しくは第五十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日まで新法第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

3 第一項又は原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）附則第六條第一項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新外廃棄規則第二条第一項第一号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧法第五十二條第一項の許可を受けている者（令第四十一條各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）が講ずる核燃料物質の使用等並びに工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二まで並びに新外廃棄規則第二条第一項第十二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新法第五十九條第一項の規定により原子力事業者等から運搬を委託された者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新外運搬規則第十七条の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新外廃棄規則第五条及び新外運搬規則第二十条の規定の適用については、新外廃棄規則第五條中「第二条第一項第三号から第八号まで及び第二項」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正前の第二条第一項第三号から第七号まで及び第二項」と、新外運搬規則第二十条中「第十七条の二」とあるのは「第十七条」とする。

（定義）

第十六條 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。
- 二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。
- 三から十まで 略
- 十一 新外廃棄規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則をいう。

附則（令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六條の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六條の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七條の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九條の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五條第一項各号及び第二項

各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九條の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五條の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五條各号、発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三百三十四條各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五條各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二條の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五條の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三條の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二百二十九條各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九條各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

